**平成２４年（フ）第３１７号**
さいたま市南区松本３丁目２番５号
債務者　領家　妙子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２２号**
さいたま市緑区宮本２丁目７番地31
債務者　程塚　明子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３４９号**
埼玉県川口市大字里126番地の１
債務者　藤原　久男
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４８７号**
名古屋市中村区小鴨町72番地　マンション早河403号
債務者　名倉　朝子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７２号**
愛知県豊田市田中町１丁目130番地１　シティハイムアサヒⅡ203号
債務者　山崎　慶太
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２５号**
三重県伊勢市大世古１丁目７番10号
債務者　西田　敬子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第２９号**
三重県伊勢市小俣町本町965番地
債務者　中西　寿子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第３２号**
三重県松阪市駅部田町682番地32
債務者　越川　典子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
三重県松阪市垣鼻町1331番地58
債務者　川畑　七充
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第３４号**
三重県志摩市志摩町布施田1786番地10
債務者　森下　泰孝
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第３５号**
三重県鳥羽市松尾町196番地１
債務者　川﨑　昭典
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第１４号**
滋賀県米原市樋口150番地37
債務者　古川　尚吾
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２４年（フ）第１８号**
栃木県足利市山川町17番地１　レジデンス名奈105、前住所栃木県芳賀郡益子町大字小宅1162番地５　益子ロイヤル社員寮20号
債務者　髙野　将大
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２３年（フ）第５２号**
栃木県足利市通５丁目2824番地
債務者　柳澤　正人
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２４年（フ）第１０８号**
愛知県豊田市西町１丁目80番地　西町ドリームマンション205号、前住所愛知県豊田市西町１丁目26番地　第一三浦ビル405号
債務者　樋田　智香
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３５１号**
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート41棟303号
債務者　佐藤　富雄（旧姓湯瀬）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５０３号**
神奈川県大和市福田３丁目14番地２　グレイスランド桜ケ丘405
債務者　長谷川雪彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部